

# AMG 薬事研究会 会則 第4版

AMG: Ageo Medical Group 上尾中央医科グループ

## 第一条（名称）

本会は、「AMG 薬事研究会」と称する。

## 第二条（目的）

本会は、薬剤業務において臨床現場で活躍できる職業倫理観の高い病院薬剤師育成を目的に、薬剤師を中心に開催する。本会は、薬剤師の専門性を高めるスペシャリストスキル研修を進め、日常の病院薬剤師業務のさらなるレベルアップを図る会とする。また本会は、チーム医療で活躍できる人財を輩出するだけにとどまらず、地域における病院薬剤師のあるべき姿と役割の定着及び国民の健康増進に貢献することを目的とする。

## 第三条（事業）

本会は、前条（第二条）の目的を達成する為、会員を対象とした研究会・講演会、その他本会の発展に必要な事業を行う。

## 第四条（会員）

本会の主旨に賛同する病院に勤務する薬剤師、又は病院の薬剤師業務に関心を持つ者とする。会員には施設会員、施設会員外の別がある。施設会員は毎年5月に募集する。

## 第五条（役員）

本会に次の役員を置く。

代表幹事 1名 幹事若干名 会計 1名

### 1) 代表幹事

上尾中央医科グループ協議会 薬剤部 矢嶋 美樹（会計兼務）

### 2) 幹事（若干名）

上尾中央総合病院 薬剤部 増田 裕一

上尾中央総合病院 薬剤部 新井 亘

金沢文庫病院 薬剤科 瀧澤 幸三

## 第六条（運営）

- 1) 幹事は幹事会を組織し会務を処理する。
- 2) 幹事会は、最高の意思決定機関とする。
- 3) 幹事会は、研究会の座長、日程、テーマなどを決定する。
- 4) 代表幹事が指名する幹事が監査を行う。
- 5) 幹事会は研究会終了後評価を行い、その後の企画に反映する。

## 第七条（会計・会費）

- 1) 本会の経費は、会費・その他の収入をもってこれにあてる。

- 2) 本会の収支は代表幹事が幹事会で報告し、監査を受け、その承認を経た後公開する。
- 3) 会費について、施設会員は規模により年間 3,000 円、2,000 円、1,000 円とし、施設会員外は、本会開催時に参加費 1,000 円を年会費として徴収し、運営費等にあてる。
- 4) 会費等の変更は、幹事会の議決を経て決定する。
- 5) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

#### 第八条（会計）

本会の収支決算は毎年会計年度終了時に会計が作成する。

#### 第九条（事務局）

事務局は、代表幹事のもとに、会員名簿の整理、会費の管理等、研究会の運営に必要な諸事務を行う。本会の事務局は、上尾中央医科グループ協議会 薬剤部内に置く。

〒362-0075 埼玉県上尾市柏座 1-10-3-58

TEL 048-774-8273

FAX 048-771-7953

#### 第十条（会則の改正）

本会則の改正は幹事会の議決を要する。

#### 第十一条（本会主催の研修会について）

##### 1) がん領域専門薬剤師育成セミナー

目的：がん・緩和薬物療法のスペシャリストを育成する。

開催形式：スモールグループディスカッションを基本にした症例検討及び講演

開催日程：年間 4 回を 1 クール、14:30～3 時間程度

##### 2) 感染専門薬剤師育成セミナー

目的：抗菌薬治療と感染制御の内容を両立して研修し、両者におけるスペシャリストを育成する。

開催形式：スモールグループディスカッションを基本にした症例検討及び講演

開催日程：年間 4 回を 1 クール、14:30～3 時間程度

##### 3) NST（Nutrition Support Team）専門療養士育成セミナー

目的：ガイドラインとエビデンスに基づき、病態に応じた栄養管理が出来る薬剤師を育成する。

開催形式：スモールグループディスカッションを基本にした症例検討及び講演

開催日程：年間 3 回を 1 クール、14:30～3 時間程度

年間とは、4月1日より翌年3月31日までとする。

開催形態は、集合型及び Web 開催（同時配信型）とする。Web 開催の場合は、Web 参加者に確認試験を実施する。

## 第十二条（その他）

本会則によらない事項については、その都度代表幹事が幹事会に諮り、決定する。

制定日 改定日	改定 版番号	改定内容
2015/4/1	第1版	制定
2016/12/8	第2版	第四条・第七条 AMG 薬事研究会準会員の定義を新設 第十二条 会員、準会員における本会主催の研修会へのエントリー基準を新設
2019/4/10	第3版	第四条（会員）、第七条（会計・会費）を変更 第十一条（本会主催の研修会について）を変更 第九条（事務局）を変更
2020/4/30	第4版	第十一条（本会主催の研修会について）に開催形式・開催形態を追記